

●出席停止期間

(学校保健安全法施行規則第18、19条)

第一種	第二種	第三種
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ホリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ以外) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(三日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 (○-157) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他 (溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等) <i>*その他の感染症は、医師の判断や病状等により出席停止になる場合がある。</i>
治癒するまで	それぞれ定められたとおり (下のめやす参照)	病状により医師が 感染の恐れがないと認めるまで

出席停止のめやす(第二種について)

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで